

第153回 定時株主総会 招集ご通知

 日本曹達株式会社
証券コード:4041

かがくで、
かがやく。



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.nippon-soda.co.jp/>

【お土産中止】株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時 開場:午前9時

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル
大手町サンケイプラザ4階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分までに

議決権行使くださいますようお願い申し上げます。



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/4041/>



日本曹達のビジョン

かがくで、
かがやく。

21世紀は「環境の世紀」と言われており、世界では地球温暖化や人口増加、資源枯渇などの問題に直面しています。一方、日本では少子高齢化や社会保障費の増加といった問題が社会システムに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況に対し、日本曹達グループは化学とその関連サービスを通じて、一人ひとりが安心して暮らすことができる持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

目次

第153回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 資本準備金の額の減少の件	9
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	10
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	20
第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	26
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	28
事業報告	31
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57



株主の皆様へ

株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第153回定時株主総会を2022年6月29日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月7日

代表取締役社長 **阿賀英司**

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権の行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本冊子をご持参ください。また、株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

郵送（書面）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使の場合



5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ4階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3 目的事項 ■ 報告事項

1. 第153期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第153期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

お 願 い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の体制及び方針、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、個別の株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL https://www.nippon-soda.co.jp/financial_fact/index.html）に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
(2) 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

※郵送（書面）による議決権行使とインターネット等による議決権行使を重複された場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

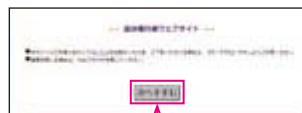
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

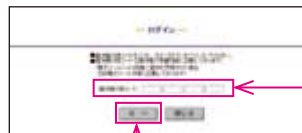
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

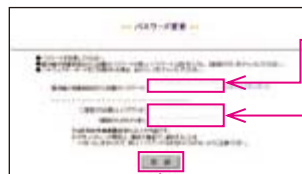
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は剰余金の処分に関して、基本的に収益動向を踏まえ、安定配当の維持、株主資本の充実、財務体質の改善等の観点から総合的に判断したいと考えております。内部留保資金は、高付加価値製品開発及び競争力強化のための研究開発投資や設備投資、M&A等に充当することとしております。

当事業年度におきましては、化学品事業、および農業化学品事業において販売が増加したことなどから、期末配当につきましては、1株につき125円とさせていただきたいと存じます。これにより当事業年度の年間配当金は、中間配当金55円と合わせ、1株につき180円（前期比70円の増配）となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 125円 配当総額 3,491,251,125円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p>(附則)</p>
(新設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

1. 準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性・柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

資本準備金24,148,598,626円のうち6,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を18,148,598,626円といたします。

(2)準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月31日

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。また、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	いし い あきら 石 井 彰	代表取締役 取締役会長	再任
2	あ が えい じ 阿 賀 英 司	代表取締役 取締役社長 (新規事業開発推進部担当)	再任
3	わた なべ あつ お 渡 辺 敦 夫	常務執行役員 (研究開発本部担当兼生産技術本部長)	新任
4	ささ べ おさむ 笹 部 理	取締役 執行役員 (経営企画部担当兼デジタル推進部担当兼人事部担当)	再任
5	し みず おさむ 清 水 修	執行役員 (総務部担当兼経理部担当)	新任
6	つち や みつ あき 土 屋 光 章	取締役 (社外取締役)	再任 独立 社外
7	わた せ ゆう こ 渡 瀬 有 子		新任 独立 社外
8	しも いで のぶ ゆき 下 出 信 行	取締役 (非常勤)	再任

候補者番号

1

い し い
石 井

あ き ら
彰

再任

1953年7月8日生

取締役在任期間 **13年**

所有する当社株式の数 **22,300株**

2021年度における
取締役会への出席状況 **18/18回**



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
2001年4月 機能化学品事業部スペシャリティケミカルズグループリーダー
2004年4月 高岡工場総務部長
2007年6月 経営企画室長
2009年4月 人事室長
2009年6月 取締役経営企画室、関連事業室担当兼人事室長
2011年4月 取締役経営企画室担当兼人事室長
2011年6月 取締役企画担当兼人事室長
2013年4月 取締役農業化学品事業部長
2013年6月 取締役常務執行役員農業化学品事業部長
2015年6月 代表取締役 取締役社長
2021年4月 代表取締役 取締役会長
現在に至る

取締役候補者とした理由

石井彰氏は、化学品営業のグループリーダー、経営企画室長、人事室長、農業化学品事業部長を経験するなど豊かな経験・知見を有し、経営トップとして日本曹達グループ全体を牽引しており、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

あ が え い じ
阿 賀 英 司

再任

1963年1月1日生

取締役在任期間 2年

所有する当社株式の数 5,600株

2021年度における
取締役会への出席状況 18/18回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2010年4月 化学品事業部化成品グループリーダー
2012年2月 Alkaline SAS出向 Executive Vice President
2015年4月 当社化学品事業部企画・管理室長
2017年4月 執行役員化学品事業部長兼大阪支店担当
2018年4月 執行役員化学品事業部長
2020年4月 執行役員人事室担当
2020年6月 取締役執行役員営業統括兼人事室担当兼購買・物流部担当
2021年4月 代表取締役 取締役社長
2022年4月 代表取締役 取締役社長 新規事業開発推進部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

阿賀英司氏は、海外グループ法人の経営や営業統括および人事等の経験を有し、当社代表取締役社長として日本曹達グループ全体を牽引していることから、引き続き経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

わた なべ あつ お
渡辺 敦夫

新任

1960年4月12日生

取締役在任期間 **0年**

所有する当社株式の数 **2,700株**

2021年度における
取締役会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2008年4月 千葉工場製造部長
2012年4月 研究開発本部研究企画推進部長
2014年4月 千葉工場長
2017年4月 執行役員千葉工場長
2018年4月 執行役員高岡工場長
2021年4月 執行役員生産技術本部長兼生産企画管理部長
2022年4月 常務執行役員研究開発本部担当兼生産技術本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

渡辺敦夫氏は、主要拠点の工場長を歴任し、また、研究開発本部担当および生産技術本部長として当社の中核となる研究開発と生産業務を牽引していることから、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

さ さ べ
笹 部

お さ む
理

再任

1963年5月14日生

取締役在任期間 1年

所有する当社株式の数 2,700株

2021年度における
取締役会への出席状況 14/14回
(当社取締役就任以降)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2012年 4月 情報システム部長
- 2016年 4月 経理部長
- 2018年 4月 総合企画室長
- 2019年 4月 執行役員総合企画室長
- 2020年 4月 執行役員経営企画室経営企画グループリーダー兼DX推進グループリーダー
- 2021年 4月 執行役員経営企画室長兼DX推進グループリーダー
- 2021年 6月 取締役執行役員人事室担当兼経営企画室長兼DX推進グループリーダー
株式会社NSビジネスサポート 代表取締役社長
現在に至る
- 2022年 4月 取締役執行役員経営企画部担当兼デジタル推進部担当兼人事部担当
現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社NSビジネスサポート 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

笹部理氏は、営業部門の経験や、IT関連・経理・経営企画等の経験も有しており、引き続き経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

しみず
清水

おさむ
修

新任

1963年10月23日生

取締役在任期間 0年

所有する当社株式の数 1,100株

2021年度における
取締役会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 株式会社日本興業銀行入行
2015年 4月 当社入社
2016年 4月 総合企画室室長代理
2018年 4月 経理部長
2019年 4月 執行役員経理部長
2021年 4月 執行役員総務部担当兼経理部長
2022年 4月 執行役員総務部担当兼経理部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

清水修氏は、金融機関での国際経験や財務・会計に関する知見を有するとともに、経営企画、経理・財務等の管理部門での幅広い経験があり、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

つち や みつ あき
土屋 光章

再任

独立

社外

1954年5月1日生

社外取締役在任期間 2年

所有する当社株式の数 500株

2021年度における
取締役会への出席状況 18/18回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2000年9月 株式会社みずほホールディングスALM企画部長
- 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行秘書室長
- 2004年4月 同行執行役員秘書室長
- 2006年3月 同行常務執行役員営業担当役員
- 2008年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員
- 2008年6月 同行代表取締役副社長
- 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員
- 2011年6月 同行取締役副社長
- 2012年4月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長
- 2012年6月 日本原子力発電株式会社社外監査役
現在に至る
- 2017年6月 株式会社国際協力銀行社外監査役
現在に至る
- 2017年6月 朝日工業株式会社社外取締役監査等委員
- 2017年6月 第一リース株式会社監査役
- 2019年6月 合同製鐵株式会社社外取締役
現在に至る
- 2020年6月 当社社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 日本原子力発電株式会社 社外監査役
- 株式会社国際協力銀行 社外監査役
- 合同製鐵株式会社 社外取締役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

土屋光章氏は、金融機関および事業会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づいた当社の経営全般に対する有益な助言と、業務執行から独立した視点から利益相反等の経営の監督とチェック機能の維持、向上に引き続き貢献いただくことなどを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

わたせゆうこ
渡瀬有子

新任

独立

社外

1959年3月17日生

社外取締役在任期間

0年

所有する当社株式の数

0株

2021年度における
取締役会への出席状況

—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 Seika Sangyo GmbH入社
1988年10月 KPMG 港監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1992年4月 公認会計士登録
1993年8月 KPMG Fides（現 KPMG AG, Switzerland）出向
1996年10月 KPMG センチュリー監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）
2002年10月 株式会社KPMG FASディレクター
2003年10月 同社 取締役パートナー
2018年6月 同社 マネージングディレクター
2021年6月 同社 マネージングディレクター退任
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡瀬有子氏は、公認会計士として会計監査にて専門的な知見と国際経験を積まれてきました。また、前職においては国内のみならずクロスボーダーM&A関連業務や事業ポートフォリオ戦略にも長年に亘って携わっており、これらの経験を活かし、当社のガバナンス、健全な成長・発展に貢献いただけると期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

しも いで のぶ ゆき
下 出 信 行

再任

1960年9月24日生

取締役在任期間 3年

所有する当社株式の数 4,700株

2021年度における
取締役会への出席状況 18/18回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況


1983年4月 当社入社
2013年4月 経営企画室長
2015年4月 執行役員経営企画室担当兼関連事業室担当
2016年4月 執行役員社長付（特命担当）（2019年3月まで）
2016年6月 日曹エンジニアリング株式会社常務取締役（兼職）（2019年6月まで）
2019年4月 当社常務執行役員総合企画室担当
2019年6月 取締役常務執行役員企画統括（総合企画、IT企画）兼内部統制監査室担当
2020年4月 取締役常務執行役員経営企画室長
2021年4月 取締役常務執行役員経営企画室担当
2021年6月 取締役（非常勤）
現在に至る
ニッソーファイン株式会社代表取締役社長
現在に至る

（重要な兼職の状況）

ニッソーファイン株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

下出信行氏は、化学品事業における経験や、経営企画の担当としてグループ全般の経営に携わる等豊富な業務経験を有し、引き続き経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担う取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

- 
- (注1) 上記候補者全員と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- (注2) 土屋光章氏及び渡瀬有子氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 土屋光章氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (注4) 当社は、土屋光章氏および下出信行氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。原案どおり土屋光章氏および下出信行氏の再任が承認された場合、当社は各氏と同様の契約を締結する予定であります。また、渡瀬有子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
- (注5) 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補されることとされております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。
- なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
当社は2022年6月30日に当該保険契約を更新する予定であります。
- (注6) 当社は、土屋光章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり土屋光章氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、渡瀬有子氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり渡瀬有子氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第 5 号 議 案

監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当
1	ほり 堀 信之	執行役員 特命事項担当 新任
2	わき 脇 陽子	取締役（社外取締役） 監査等委員 再任 独立 社外
3	よし だ 吉 田 波也人	新任 独立 社外

候補者番号

1

ほり のぶ ゆ き
堀 信之

新任

1965年1月8日生

取締役
(監査等委員)
在任期間

0年

所有する
当社株式の数 2,600株

2021年度における
取締役会及び監査等委員会へ
の出席状況

取締役会
監査等委員会

—
—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2012年4月 化学品事業部化成品グループリーダー
2013年7月 化学品事業部金曹グループリーダー
2014年4月 化学品事業部金曹部長兼企画・管理室長
2015年4月 Alkaline SAS出向 Executive Vice President
2017年10月 化学品事業部主席
2018年4月 総合企画室長代理
2020年4月 執行役員特命事項担当 (2021年3月まで)
2020年6月 ニッソーファイン株式会社常務取締役
現在に至る
2021年4月 執行役員
2022年4月 執行役員特命事項担当
現在に至る
(重要な兼職の状況)
ニッソーファイン株式会社 常務取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由

堀信之氏は、財務部門・経営企画の勤務経験で培った財務および会計に関する相当程度の知見や、国内および海外のグループ法人の経営を担った経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただけると期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

わ き よ う こ
脇 陽 子

(戸籍上の氏名：近藤陽子)

再任

独立

社外

1971年9月9日生

社外取締役
(監査等委員)
在任期間

2年

所有する
当社株式の数

0株

2021年度における
取締役会及び監査等委員会へ
の出席状況

取締役会
監査等委員会

18/18回
15/15回



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
虎ノ門南法律事務所入所
- 2012年1月 同所パートナー
現在に至る
- 2019年6月 株式会社ヒガシトゥエンティワン社外取締役
現在に至る
- 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）
現在に至る

(重要な兼職の状況)

虎ノ門南法律事務所 弁護士（パートナー）
株式会社ヒガシトゥエンティワン 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

脇陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、他社の社外取締役として経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただくことなどを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

よし だ は や と
吉田波也人

新任

独立

社外

1960年3月12日生

社外取締役
(監査等委員)
在任期間

0年

所有する
当社株式の数

0株

2021年度における
取締役会及び監査等委員会へ
の出席状況

取締役会
監査等委員会

—
—



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 日産自動車株式会社入社
1988年10月 中央新光監査法人(みすず監査法人)入所
1992年3月 公認会計士登録
1993年11月 ドイツ・クーパーズ・アンド・ライプランド公認会計士事務所出向
2000年8月 みすず監査法人社員
2006年9月 同監査法人 代表社員
2007年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー
2021年7月 吉田波也人公認会計士事務所代表
現在に至る

(重要な兼職の状況)

吉田波也人公認会計士事務所代表

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉田波也人氏は、公認会計士として企業会計に関して豊富な経験と高度な専門性、国際経験も含めた幅広い見識を有しております。直接企業経営に関与された経験はありませんが、これらの経験と知識を当社の経営に対する監査等に活かしていただくと期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注1) 上記候補者全員と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- (注2) 脇陽子氏および吉田波也氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 脇陽子氏の当社社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (注4) 当社は、脇陽子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。原案どおり脇陽子氏の再任が承認された場合、当社は同氏と同様の契約を締結する予定であります。また、吉田波也人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
- (注5) 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補されることとされております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。
- なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
- 本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役にと就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- 当社は2022年6月30日に当該保険契約を更新する予定であります。
- (注6) 当社は、脇陽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり脇陽子氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、吉田波也人氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、原案どおり吉田波也人氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

●取締役会の構成

本定時株主総会において、第4号議案および第5号議案が原案どおり承認された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	区分		専門性及び経験						
			企業経営	財務・会計	事業戦略・ ポート フォリオ	研究開発	国際性	ESG・ サステナ ビリティ	法務・リスク マネジメント
石井 彰			●		●				
阿賀英司			●		●		●		
渡辺敦夫						●		●	
笹部 理				●	●				
清水 修				●			●	●	
土屋光章		社外	●	●					
渡瀬有子		社外		●	●		●		
下出信行			●		●				
堀 信之	監査等委員			●					●
脇 陽子	監査等委員	社外							●
吉田波也人	監査等委員	社外		●					●

(注) 本表は各取締役（候補者を含む）が保有している経験・知識・専門性のうち、特に期待されるものに●を記載しております。

●独立社外取締役の独立性基準

当社は、当社の社外取締役（その候補者を含む）が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

- (1) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社または当社子会社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家
- (4) 過去1年間において、上記（1）から（3）のいずれかに該当していた者
- (5) 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 1. 上記（1）から（4）までに該当する者
 2. 現在または過去1年間において当社または当社子会社の業務執行者であった者
 3. 現在または過去1年間において当社または当社子会社の非業務執行取締役であった者

2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました竹内信博氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
おび しげ お生 荻 茂 生 (1951年11月17日生)	1974年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ会計事務所入所 1979年 8 月 公認会計士登録 1990年 7 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員 1997年 7 月 同監査法人代表社員 2003年10月 同監査法人金融インダストリーグループ長 2013年10月 同監査法人 I F R S センター・オブ・エクセレンス（COE）長 2015年12月 荻公認会計士事務所所長 現在に至る 2016年 6 月 当社監査役 2020年 6 月 社外取締役（監査等委員） 現在に至る アルコニック株式会社社外監査役 現在に至る	2,200株

(注 1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。


(注 2) 荻茂生氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

(注 3) 荻茂生氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって 2 年となります。

(注 4) 荻茂生氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、国際経験を含めた豊富な会計士としての知見を有しており、その幅広い知識と経験を当社の経営に対する監査等に活かしていただくことなどを期待するためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注 5) 当社は、荻茂生氏との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5 百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。荻茂生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間であらためて同様の契約を締結する予定であります。

(注 6) 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みま



す。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補されることとされております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

なお、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

荻茂生氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

(注7) 荻茂生氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において、年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）、また、2021年6月29日開催の第152回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠として取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度として株式給付信託による報酬額としてのポイントを年間16,320ポイント（当社普通株式16,320株に相当）以内と、それぞれご承認いただき現在に至っております。

今般、当社の対象取締役が、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、従前導入しておりました上記の株式給付信託に代え、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に基づき対象取締役に付与される当社普通株式を、以下、「本譲渡制限付株式」といいます。）を導入するものとし、上記の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の年額350百万円以内の報酬額とは別枠として、新たに本譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は8名（うち社外取締役および非常勤取締役3名）ですが、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は8名（うち社外取締役および非常勤取締役3名）となります。

対象取締役に對して付与する本譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 対象取締役に對して付与する本譲渡制限付株式の数

(1) 本移行措置（下記に定義されます。以下同じ。）分以外

本移行措置分以外の本譲渡制限付株式は、本議案に基づき、原則毎事業年度、対象取締役に對する、本譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間30,000株以内とし、本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）といたします。

ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(2) 本移行措置分

本議案について本株主総会にてご承認を得られることを条件として、上記株式給付信託による報酬額の定めを廃止して当該報酬額の定めに基づく株式給付信託のポイントの付与は今後新たに行わない予定です。さらに、上記株式給付信託に関する報酬額の定めに基づき付与されたポイント数のうち、株式を未交付のものにつきましては、本議案について本株主総会においてご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄する

予定です。

このため、当社第154期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）に限り、上記株式給付信託のポイントに代えて本譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置（以下、「本移行措置」といいます。）として、2020年6月26日開催の当社第151回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額および上記

（1）の報酬とは別枠として、株式給付信託の付与済ポイント相当分の当社普通株式の13,000株以内、本移行措置に係る本譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は55百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。）として別途設定いたします。ただし、当該普通株式の総数については、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、本移行措置に係る本譲渡制限付株式につきましては、対象取締役が、付与されたポイント数のうち株式を未交付のものを全て放棄することを、当該対象取締役に対する割当ての条件といたします。

2. 譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、本譲渡制限付株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される本譲渡制限付株式の1株あたりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

3. 対象取締役に付与する本譲渡制限付株式に関する事項

対象取締役への本譲渡制限付株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から、当社の取締役又はその他当社取締役会で定めた地位を退任又は退職等する時までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

（2）退任時等の取り扱い

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下、「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社取締役又はその他当社取締役会で定めた地位を退任又は退職した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において以下（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限解除条件

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して当社の取締役又はその他当社取締役会で定めた地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点

をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役又はその他当社取締役会で定めた地位を退任した場合には、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編時の取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(5) その他

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定める。なお、本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社が定める証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。

4. 本議案の内容が相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告（47～48頁）に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定を予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は「1. 対象取締役に対して付与する本譲渡制限付株式の数」の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.15%（本移行措置分および、10年間に亘り、本移行措置分以外の本譲渡制限付株式の上限となる株数を付与した場合における発行済株式総数に占める割合は1.09%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員、参与に対しても上記と概ね同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬について、指名・報酬諮問委員会での議論を含め、報酬体系および具体的な報酬額の算定方法等を確認しました。この結果、決定の手続は適正であり、報酬の内容は妥当であると判断します。

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い停滞している経済活動の持ち直しの動きが見られたものの、世界的な海上輸送の混乱や原燃料価格の上昇、および地政学リスクの高まりなどにより、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、長期経営ビジョン（2021年3月期～2030年3月期）および中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）を推進し、企業価値の向上に向けた諸施策に全力で取り組みました。

当連結会計年度は、原燃料価格の上昇の影響を受けたものの、化学品事業、商社事業、および農業化学品事業において販売が増加したことなどにより、売上高は1,525億3千6百万円（前年度比9.5%増）、営業利益は119億3千万円（前年度比19.5%増）となりました。

経常利益は、持分法による投資利益が増加するとともに、為替レートが前年度よりも円安に推移したことなどにより、165億1千2百万円（前年度比29.6%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、当社持分法適用関連会社であったCertis Europe B.V.の経営統合に伴い発生した関係会社株式交換益を特別利益に計上したことや、前年度は構造改革に伴う減損損失を特別損失に計上したことなどにより、126億8千3百万円（前年度比72.3%増）となりました。

2021年度連結業績

売上高

152,536百万円

前年度比 9.5%増 ↗

営業利益

11,930百万円

前年度比 19.5%増 ↗

経常利益

16,512百万円

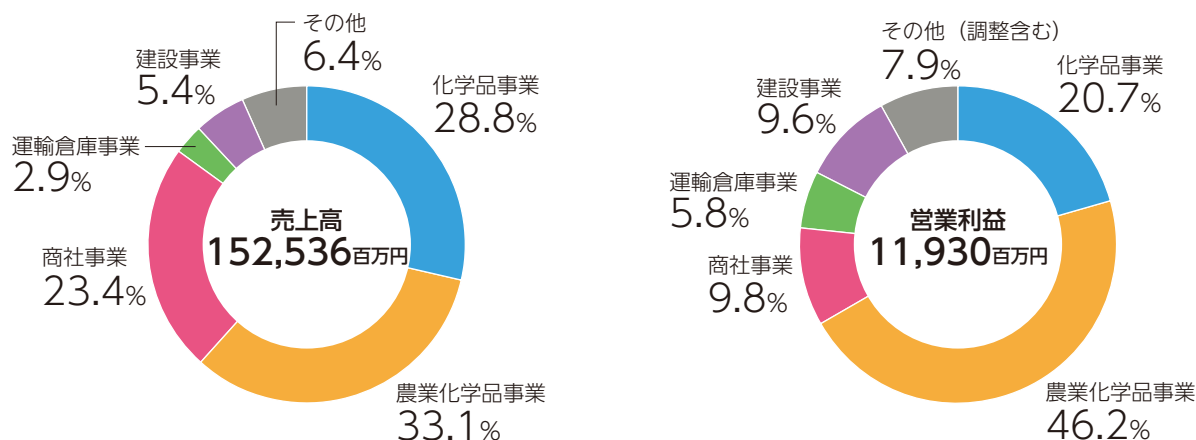
前年度比 29.6%増 ↗

親会社株主に帰属する当期純利益

12,683百万円

前年度比 72.3%増 ↗

事業部門別の売上高・営業利益



	売上高 (百万円)			営業利益 (百万円)		
	152期	153期	前年度比	152期	153期	前年度比
化学品事業	37,569	43,887	16.8%増	1,722	2,473	43.6%増
農業化学品事業	48,204	50,561	4.9%増	4,837	5,513	14.0%増
商社事業	32,316	35,684	10.4%増	730	1,171	60.4%増
運輸倉庫事業	4,224	4,461	5.6%増	599	685	14.3%増
建設事業	8,507	8,216	3.4%減	1,103	1,143	3.7%増
その他	8,540	9,724	13.9%増	781	1,063	36.1%増

化学品事業

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い停滞している経済活動の回復により、化成品、工業薬品、および機能材料の販売が増加しました。また、医薬品添加剤「N I S S O H P C」の増産設備の稼働を開始し、販売が伸長しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は438億8千7百万円（前年度比16.8%増）、営業利益は24億7千3百万円（前年度比43.6%増）となりました。

工業薬品	カセイカリが減少したものの、原材料価格の高騰に伴い塩化燐の販売価格が上昇したことや、カセイソーダが増加したことなどにより、増収となりました。
化成品	感熱紙用顕色剤や特殊イソシアネートが伸長したことにより、増収となりました。
機能材料	K r F フォトレジスト材料「V P ポリマー」や樹脂添加剤「N I S S O - P B」が増加したことにより、増収となりました。
エコケア製品	前年並みとなりました。
医薬品・工業用殺菌剤	医薬品添加剤「N I S S O H P C」や医薬品原体が伸長したことにより、増収となりました。

農業化学品事業

除草剤や殺菌剤の輸出向けが減少したものの、殺虫剤・殺ダニ剤の輸出向けが増加しました。また、新規自社開発農薬の販売が収益に寄与しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は505億6千1百万円（前年度比4.9%増）、営業利益は55億1千3百万円（前年度比14.0%増）となりました。

殺菌剤	「ピシロック」の輸出向けが増加したものの、「パンチョ」や「トップジンM」の輸出向けの減少などにより、減収となりました。
殺虫剤・殺ダニ剤	新規殺ダニ剤「ダニオーテ」の販売を開始したことや、殺虫剤「モスピラン」や殺ダニ剤「ニッソラン」の輸出向けが増加したことにより、増収となりました。
除草剤	「ナブ」の輸出向けや中間体が減少したことにより、減収となりました。

商社事業

各種有機・無機薬品や非鉄金属、およびウレタン原料などの増加により、当連結会計年度の売上高は356億8千4百万円（前年度比10.4%増）、営業利益は11億7千1百万円（前年度比60.4%増）となりました。

運輸倉庫事業

運送業や倉庫業が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は44億6千1百万円（前年度比5.6%増）、営業利益は6億8千5百万円（前年度比14.3%増）となりました。

建設事業

プラント建設工事が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は82億1千6百万円（前年度比3.4%減）、営業利益は11億4千3百万円（前年度比3.7%増）となりました。

その他

当連結会計年度の売上高は97億2千4百万円（前年度比13.9%増）、営業利益は10億6千3百万円（前年度比36.1%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、化学品事業における増産設備、農業化学品事業での新規製品の量産設備および各種製造設備の合理化などを中心に131億1千3百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響の長期化や、地政学リスクの高まり、および原材料価格やエネルギーコストのさらなる上昇懸念など先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中ではありますが、当社グループといたしましては、長期経営ビジョン（2021年3月期～2030年3月期）および中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）の達成に向け、企業価値の向上に向けた諸施策を全力で実行に移してまいります。

化学品事業におきましては、カセイカリおよび周辺事業の構造改革の実施に伴い、カセイカリや炭酸カリなどの販売減少を見込むものの、医薬品添加剤「N I S S O H P C」やK r Fフォトレジスト材料「V P ポリマー」、および新規機能性ポリマー「液状1,2-S B S」などの拡販に取り組みます。

農業化学品事業におきましては、殺菌剤「トップジンM」や殺虫剤「モスピラン」、および殺ダニ剤「ニッソラン」などの輸出向け販売の増加を見込むとともに、新規自社開発農薬である殺ダニ剤「ダニオーテ」や殺菌剤「ミギワ」のさらなる拡販に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

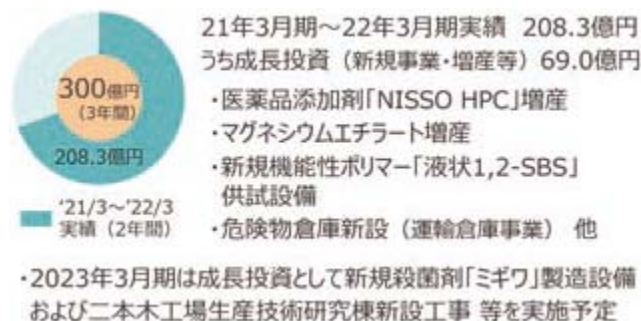
【補足】 中期経営計画・長期ビジョンの進捗状況

①業績の推移

	2020/3 実績	2021/3 実績	2022/3 実績	中期経営計画 (2023/3 目標)	長期ビジョンKPI (2030/3)
当期純利益 (億円)	67.6	73.6	126.8	70	
ROE (%)	4.8%	5.1%	※ 8.4%	5%	8%以上
株主還元 (配当性向 %) (配当金 円)	35.7% 80円	43.1% 110円	39.6% 180円	40% 下限 80円	
設備投資 (億円)	88.2	77.2	131.1	300/3年間	
ROS (%)	5.6%	7.2%	7.8%		10%以上
ROA (%)	3.8%	4.6%	5.0%		7%以上

※ 一過性の特別利益 (関係会社株式交換益 17.6億円) を除いた場合のROEは 7.2%

②設備投資の進捗



③株主還元の推移



(5) 財産および損益の状況の推移

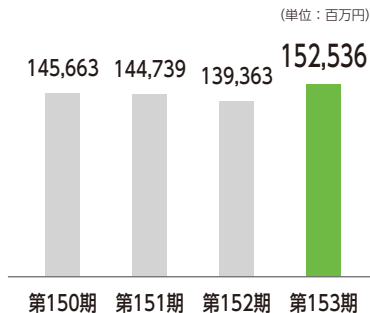
区 分	2018年度 第150期	2019年度 第151期	2020年度 第152期	2021年度 第153期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	145,663	144,739	139,363	152,536
経 常 利 益 (百万円)	8,888	10,312	12,743	16,512
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	5,802	6,759	7,360	12,683
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	192.27	224.28	255.17	454.39
総 資 産 (百万円)	216,212	210,556	227,975	245,585
純 資 産 (百万円)	144,916	144,440	149,203	158,298

(注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

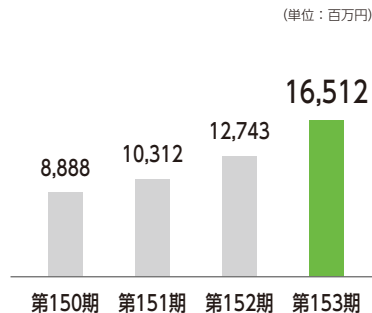
(注2) 2018年10月1日付で普通株式の単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）および株式併合（5株を1株に併合）を実施しております。第150期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注3) 2016年度より取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、この制度に関して設定される役員向株式給付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の計算において控除する自己株式に含めております。

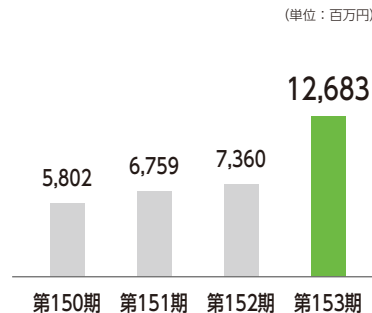
売上高



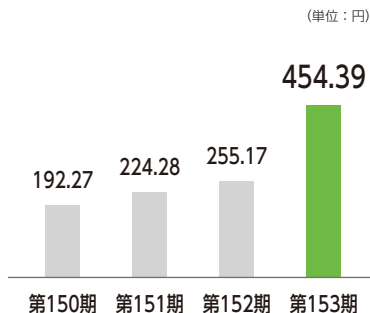
経常利益



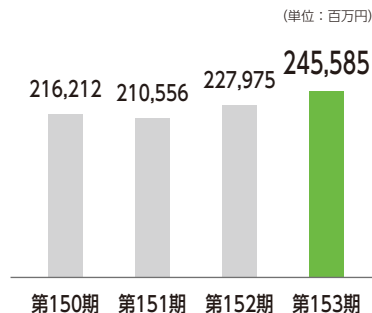
親会社株主に帰属する当期純利益



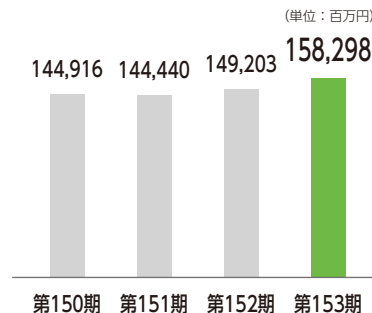
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
日曹商事株式会社	401	97.43 ※ (27.95)	化学薬品及び合成樹脂他購入販売
三和倉庫株式会社	1,831	100.00	倉庫、運輸及び保険代理業
日曹金属化学株式会社	100	100.00	亜鉛合金等の加工販売・化学製品の製造販売及び産廃物処理
日曹エンジニアリング株式会社	1,000	100.00	各種産業設備の総合的計画・設計・建設及びコンサルタント
ニッソーファイン株式会社	100	100.00	化学品の製造受託、化学製品・樹脂成形品の製造販売

(注1) ※印は当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。

(注2) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

化学品事業	工業薬品	カセイソーダ 液化塩素 塩酸 カセイカリ 炭酸カリ	青化ソーダ 青化カリ 塩化アルミ オキシ塩化燐 三塩化燐
	化成品	金属ナトリウム 特殊イソシアネート アルコール	有機チタン 顔色剤
	機能材料	NISSO-PB VPポリマー	チタボンド ビストレイター
	エコケア製品	日曹ハイクロン 日曹メルサン テイクワン	ハイジオン ヌメリ取り剤
	医薬品・医薬中間体	NISSO HPC 日曹DAMN	ファロペネムナトリウム NISSO SSF
	工業用殺菌剤	ベストサイド バイオカット	ミルカット
農業化学品事業	殺菌剤	トップジンM ベフラン ベルコート ピシロック トリフミン パンチョ ミギワ	アグリマイシン アグロケア(生物農薬) マスタピース(生物農薬) ファンタジスタ ムッシュボルドー ラブライト
	殺虫・殺ダニ剤	モスピラン ニッソラン ダニオーテ ロムダン	グリーンガード コテツ フェニックス
	除草剤	ナブ ホーネスト コンクルード	エイゲン アルファード
	その他	くん煙剤	
商社事業	化学品 機能製品	合成樹脂 産業機器・装置	建設関連製品
運輸倉庫事業	倉庫・運送業務		
建設事業	プラント建設	土木建築	
その他の	非鉄金属事業	環境開発事業ほか	

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社	本社		東京都千代田区
	支店	大阪支店	大阪市中央区
	工場	二本木工場	新潟県上越市
		高岡工場	富山県高岡市
		水島工場	岡山県倉敷市
		千葉工場	千葉県市原市
	営業所	札幌営業所	札幌市中央区
		仙台営業所	仙台市青葉区
		関東営業所	さいたま市大宮区
		高岡営業所	富山県高岡市
		福岡営業所	福岡市中央区
	研究所	小田原研究所	神奈川県小田原市
			千葉県市原市
			静岡県牧之原市
福島県耶麻郡			
② 子会社			
日曹商事株式会社	本社	東京都中央区	
三和倉庫株式会社	本社	東京都港区	
日曹金属化学株式会社	本社	東京都中央区	
日曹エンジニアリング株式会社	本社	東京都千代田区	
ニッソーファイン株式会社	本社	東京都中央区	

ほか

(ご参考) 三和倉庫株式会社は、2022年4月4日をもって東京都港区から神奈川県横浜市に移転しております。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数
化 学 品 事 業	786名
農 業 化 学 品 事 業	644
商 社 事 業	152
運 輸 倉 庫 事 業	229
建 設 事 業	191
そ の 他	171
全 社 (共 通)	612
合 計	2,785

(注) 全社（共通）として記載されている従業員数は、事業別に区分できない管理部門等に所属している人数です。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,837百万円
農 林 中 央 金 庫	8,582
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,760
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,371

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ・当社の持分法適用関連会社であった日曹ビーエーエスエフ・アグロ株式会社は清算終了により、また、Certis Europe B.V.は持分法比率が減少したため持分法適用の範囲から除外しております。
- ・当社は、2022年4月4日付で、東京証券取引所における新市場区分である「プライム市場」へ移行いたしました。

2 | 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,811,707株(自己株式881,698株を含む)
- (3) 株主数 13,462名(前期末比312名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,612千株	12.93%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	1,549千株	5.55%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,456千株	5.21%
三井物産株式会社	1,015千株	3.63%
日本曹達取引先持株会	989千株	3.54%
農林中央金庫	884千株	3.17%
株式会社みずほ銀行	816千株	2.92%
損害保険ジャパン株式会社	513千株	1.84%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380684	507千株	1.82%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	483千株	1.73%

(注1) 当社は、自己株式を881,698株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
自己株式には、役員向け株式給付信託による保有株式68,140株は含んでおりません。

(注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

株式の所有者別構成比



(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、株式給付信託（B B T）を導入しております。同制度に基づき当事業年度中に交付された株式の数及び株式の交付を受けた者の人数は以下のとおりです。

	株式の数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	当社普通株式 800株	1名

(注) 上記以外の会社役員に対する株式報酬制度はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2021年2月5日開催の取締役会決議により、下記のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 360,800株
取得価額の総額	1,230百万円
取得した期間	2021年4月1日から2021年6月15日まで

②自己株式の消却

2021年8月3日開催の取締役会決議により、下記のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 580,100株
消却した日	2021年8月31日

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

	地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
	代表取締役 取締役会長	石 井 彰	
	代表取締役 取締役社長	阿 賀 英 司	
	取締 役員 常務執行役員	高 野 泉	技術統括兼購買・物流部担当兼RC推進部担当兼貿易管理室 長兼研究開発本部長
	取締 役員 常務執行役員	町 井 清 貴	管理統括兼CSR推進統括兼内部統制監査室担当 日曹達貿易(上海)有限公司 董事長
※	取締 役員 執行役員	笹 部 理	人事室担当兼経営企画室長兼DX推進グループリーダー 株式会社NSビジネスサポート 代表取締役社長
	取締 役	山 口 純 子	
	取締 役	土 屋 光 章	日本原子力発電株式会社 社外監査役 株式会社国際協力銀行 社外監査役 合同製鐵株式会社 社外取締役
	取締 役	下 出 信 行	非常勤 ニッソーファイン株式会社 代表取締役社長
	取締 役 (常勤監査等委員)	青 木 啓 値	
	取締 役 (監査等委員)	荻 茂 生	荻公認会計士事務所長 アルコニックス株式会社 社外監査役
	取締 役 (監査等委員)	脇 陽 子	虎ノ門南法律事務所 弁護士(パートナー) 株式会社ヒガシトウエンティワン 社外取締役

- (注1) ※印の取締役は、2021年6月29日開催の第152回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (注2) 山口純子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は岸本純子氏であります。脇陽子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は近藤陽子氏であります。
- (注3) 取締役山口純子氏、土屋光章氏、荻茂生氏および脇陽子氏は社外取締役であり、当社は全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- (注4) 取締役瓜生博幸氏は任期満了により、2021年6月29日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (注5) 取締役(監査等委員) 荻茂生氏は、会計士として国際的な金融商品取引に関する会計処理を含め豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注6) 当社の監査等委員会は、経営会議その他の重要な会議等への出席による情報収集と共有、並びに内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、青木啓値氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- (注7) 当社は、社外取締役山口純子氏、土屋光章氏、荻茂生氏および脇陽子氏及び非常勤取締役下出信行氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
- (注8) 当社は当社および当社の国内連結子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、保険料は当社及び各社が負担しております。

(ご参考) 2022年4月1日付で役員の異動を行い、取締役および執行役員の担当が次のとおりとなっています。

氏 名	役 職
石 井 彰	代表取締役 取締役会長
阿 賀 英 司	代表取締役 取締役社長 新規事業開発推進部担当
高 野 泉	取締役 常務執行役員 技術統括兼購買・物流部担当兼 R C 推進部担当兼貿易管理室長
町 井 清 貴	取締役 常務執行役員 管理統括兼 C S R 推進統括兼内部統制監査部担当 日曹達貿易（上海）有限公司 董事長（兼職）
笹 部 理	取締役 執行役員 経営企画部担当兼デジタル推進部担当兼人事部担当 株式会社NSビジネスサポート 代表取締役社長（兼職）
山 口 純 子	取締役（社外取締役）
土 屋 光 章	取締役（社外取締役）
下 出 信 行	取締役（非常勤） ニッソーファイン株式会社 代表取締役社長（兼職）
青 木 啓 値	取締役 監査等委員（常勤）
荻 茂 生	取締役 監査等委員（社外取締役）
脇 陽 子	取締役 監査等委員（社外取締役）

氏名	役職
辻川立史	常務執行役員 特命事項担当
渡辺敦夫	常務執行役員 研究開発本部担当兼生産技術本部長
立花輝雄	執行役員 二本木工場長
赤川彰一	執行役員 化学品事業部長兼大阪支店長
溝口正士	執行役員 農業化学品事業部長
清水修	執行役員 総務部担当兼経理部担当
赤塚和則	執行役員 高岡工場長
堀信之	執行役員 特命事項担当 ニッソーファイン株式会社 常務取締役（兼職）
畑山正次	執行役員 研究開発本部小田原研究所長
宮澤靖之	執行役員 千葉工場長
瀬下敦寛	執行役員 生産技術本部副本部長兼生産企画管理部長
三谷晃	執行役員 研究開発本部長

(2) 取締役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬・業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の4種類の報酬で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本報酬の決定方針

役割と役位に応じて金額を決定する。

b. 業績連動報酬の決定方針

当該事業年度の成果・業績を示す指標を利用し、下記算式により算出する。

<算式>

前年度業績連動報酬額 + 当該年度業績連動加減額

※当該年度業績連動加減額

連結経常利益増減額と単体営業利益増減率の2指標により算出する。

c. 評価報酬の決定方針

各取締役が期初に立てた目標の到達度により算出する。

d. 株式報酬の決定方針

中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして機能するよう、株式給付信託を導入している。

役位に応じたポイント制となっており、下記算式により算出されたポイントを付与する。

<算式>

役位別基準ポイント × 当該年度指標係数

※当該年度指標係数

・当該事業年度のROE

・連結営業利益増減額（過去3年間平均額に対する当該事業年度実績の増減額）

上記2指標を指標とするマトリクステーブルにより、0～150%の範囲内で決定する。

e. 報酬の種類毎の割合の決定方針

基本報酬：業績連動報酬：評価報酬：株式報酬の割合が、概ね60～65%：25～30%：5～10%：5%前後となるように支給する。

f. 報酬を与える時期または条件の決定方針

基本報酬・業績連動報酬・評価報酬は、月例の固定報酬とする。株式報酬は毎年定時株主総会日にポイントを付与し、取締役退任時に、累積ポイントに準じた当社株式（一部現金）を給付する。ただし、取締役による健全な職務執行を促すため、受給予定者による非違行為等があった場合は、給付を受ける権利が取得できない場合がある。

g. 個人別報酬の内容の決定方法

個人別の報酬額については上記の基本報酬・業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の内容に関する取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な決定権限の委任を受けるものとする。なお、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は当該金額の決定に先立ち、指名・報酬諮問委員会への説明・審議を経て、その了承を得るべきこととする。

イ. 報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	252 (21)	153 (21)	83 (-)	16 (-)	9 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	49 (21)	49 (21)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	302 (43)	203 (43)	83 (-)	16 (-)	12 (4)

(注1) 上記員数及び報酬等の額には、2021年6月29日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。

(注2) 当社の業績連動報酬等は、当該事業年度の成果、業績を示す指標を利用し、次の算式により算出いたします。

・前年度業績連動報酬＋※当該年度業績連動加減額＝当該年度業績連動報酬

当該年度業績連動加減額とは、①連結経常利益増減額及び②単体営業利益増減率の2指標により算出されるものであります。当該2指標は、連結業績及び単体業績の達成度を測る指標であり、各役員の成果・貢献度を評価するのに適切であることから、業績連動報酬に係る指標として選定しております。なお、営業部門の役員については、これらの指標の他に、それぞれの担当部門の業績を加味しております。

連結経常利益増減額および単体営業利益増減率の2022年3月期の実績は、次のとおりです。

・連結経常利益増減額 3,768百万円

・単体営業利益増減率 17.2%

(注3) 当社は業績連動型株式報酬として、株式給付信託（B B T）を導入しております。株式給付信託（B B T）の概要は、「ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであり、報酬等の額の算定の基礎とする業績指標は中長期的な企業価値向上のためのインセンティブとして機能するために適切であるとの考えから①当該事業年度のROE及び②連結営業利益増減額（過去3年間平均額に対する当該事業年度実績の増減額）を選定しております。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上記には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上額を記載しております。

ROE及び連結営業利益増減額（過去3年間平均額に対する当該事業年度実績の増減額）の2022年3月期の実績は、次のとおりです。

・ROE 8.4%

・連結営業利益増減額（過去3年間平均額に対する当該事業年度実績の増減額）3,256百万円

(注4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただきしており、当該株主総会の決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

また、当該報酬限度額とは別枠で、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の導入を決議いただきしており、当該信託による当社株式の取得の原資として、対象期間（3事業年度）ごとに206百万円（うち、取締役分122百万円）を上限とした資金を拠出する旨を、2021年6月29日開催の第152回定時株主総会において、会社法改正を踏まえ、当該信託による報酬額としてのポイントを年間16,320ポイント（当社普通株式16,320株に相当）以内とする旨を改めて決議いただいております。なお、これらの株主総会決議に係る当該報酬制度の対象者である取締役の員数は5名であります。

(注5) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第151回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただきしており、当該株主総会の決議に係る取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(注6) 取締役会は、代表取締役社長 阿賀英司に対し、各取締役の基本報酬及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬・評価報酬・株式報酬の金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）荻茂生氏が事務所長を務める荻公認会計士事務所と当社の間には開示すべき関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ①取締役土屋光章氏が社外監査役を務める日本原子力発電株式会社及び株式会社国際協力銀行並びに同氏が社外取締役を務める合同製鐵株式会社と当社の間には開示すべき関係はありません。
 - ②取締役（監査等委員）荻茂生氏が社外監査役を務めるアルコニックス株式会社と当社の間には開示すべき関係はありません。
 - ③取締役（監査等委員）脇陽子氏が社外取締役を務める株式会社ヒガシトゥエンティワンと当社との間には開示すべき関係はありません。
- ウ. 当事業年度における活動状況
- 当事業年度に開催された18回の取締役会のうち、取締役山口純子氏が18回、土屋光章氏が18回、取締役（監査等委員）荻茂生氏が18回、脇陽子氏が18回出席いたしました。各氏とも必要がある場合に、決議事項または報告事項について、それぞれ社外取締役としての独立性の立場から質問し、または意見を述べました。
- 当事業年度に開催された15回の監査等委員会のうち、荻茂生氏は15回、脇陽子氏は15回出席いたしました。主に監査の方法、監査等委員会の運営及び監査報告等について質疑応答及び意見交換を行い、適宜意見を述べました。
- この他、経営トップとの定期的な意見交換を実施するとともに、インターネット等の手段を活用しながら業務及び財務の状況を調査し、またグループ関連会社の代表取締役等から事業の報告を受け意見交換を行いました。
- 各社外取締役に期待される役割に関し、各社外取締役は、取締役会において、業務執行から独立した視点から利益相反等を含む経営の監督とチェック機能を果たし、客観性の維持、向上に貢献しております。さらに、山口純子氏及び土屋光章氏の両氏は、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の4回中全てに出席して必要な発言を適宜行うなど、独立した立場から両氏の知識や経験を当社の役員人事や役員報酬等の決定に活かしております。

5 | 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	67百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(注2) 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に対する支払いは発生していません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第399条の2第3項第2号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以 上

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		152,536
売上原価		110,430
売上総利益		42,105
販売費及び一般管理費		30,174
営業利益		11,930
営業外収益		5,627
受取利息及び配当金	773	
持分法による投資利益	3,063	
為替差益	844	
その他	945	
営業外費用		1,046
支払利息	279	
その他	766	
経常利益		16,512
特別利益		1,796
投資有価証券売却益	33	
固定資産売却益	0	
関係会社株式交換益	1,760	
その他	1	
特別損失		853
固定資産廃却損	384	
投資有価証券売却損	61	
減損損失	148	
損害賠償金	205	
その他	53	
税金等調整前当期純利益		17,455
法人税、住民税及び事業税		3,059
法人税等調整額		1,378
当期純利益		13,016
非支配株主に帰属する当期純利益		332
親会社株主に帰属する当期純利益		12,683

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	75,296	流動負債	45,964
現金及び預金	8,779	買掛金	8,573
受取手形	1,198	短期借入金	20,045
売掛金	33,923	リース債務	32
製品	21,405	未払金	1,185
仕掛品	237	未払費用	1,713
原材料及び貯蔵品	4,756	未払法人税等	1,284
短期貸付金	3,300	預り金	9,611
その他	1,694	賞与引当金	3,276
貸倒引当金	△1	その他	241
固定資産	113,920	固定負債	22,559
有形固定資産	54,276	長期借入金	15,968
建物	9,698	リース債務	34
構築物	6,260	繰延税金負債	4,039
機械及び装置	16,360	環境対策引当金	455
車両運搬具	37	資産除去債務	536
工具、器具及び備品	1,622	その他	1,525
土地	15,377	負債合計	68,524
リース資産	60		
建設仮勘定	4,859		
無形固定資産	4,651		
ソフトウェア	1,292		
その他	3,359		
投資その他の資産	54,992		
投資有価証券	28,572		
関係会社株式及び出資金	16,810		
前払年金費用	8,616		
その他	992		
資産合計	189,216		
		純資産の部	
		株主資本	110,767
		資本金	29,166
		資本剰余金	24,148
		資本準備金	24,148
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	60,281
		その他利益剰余金	60,281
		固定資産圧縮積立金	843
		繰越利益剰余金	59,438
		自己株式	△2,830
		評価・換算差額等	9,925
		その他有価証券評価差額金	9,940
		繰延ヘッジ損益	△14
		純資産合計	120,692
		負債・純資産合計	189,216

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		86,710
売上原価		59,230
売上総利益		27,480
販売費及び一般管理費		21,501
営業利益		5,979
営業外収益		4,916
受取利息及び配当金	2,573	
その他	2,342	
営業外費用		1,691
支払利息	257	
その他	1,433	
経常利益		9,204
特別利益		1,513
投資有価証券売却益	6	
関係会社株式交換益	1,507	
特別損失		516
減損損失	159	
固定資産廃却損	296	
投資有価証券売却損	61	
税引前当期純利益		10,201
法人税、住民税及び事業税		1,367
法人税等調整額		914
当期純利益		7,919

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 靖裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本曹達株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本曹達株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本曹達株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 靖裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本曹達株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

日本曹達株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 青木啓値 ㊞

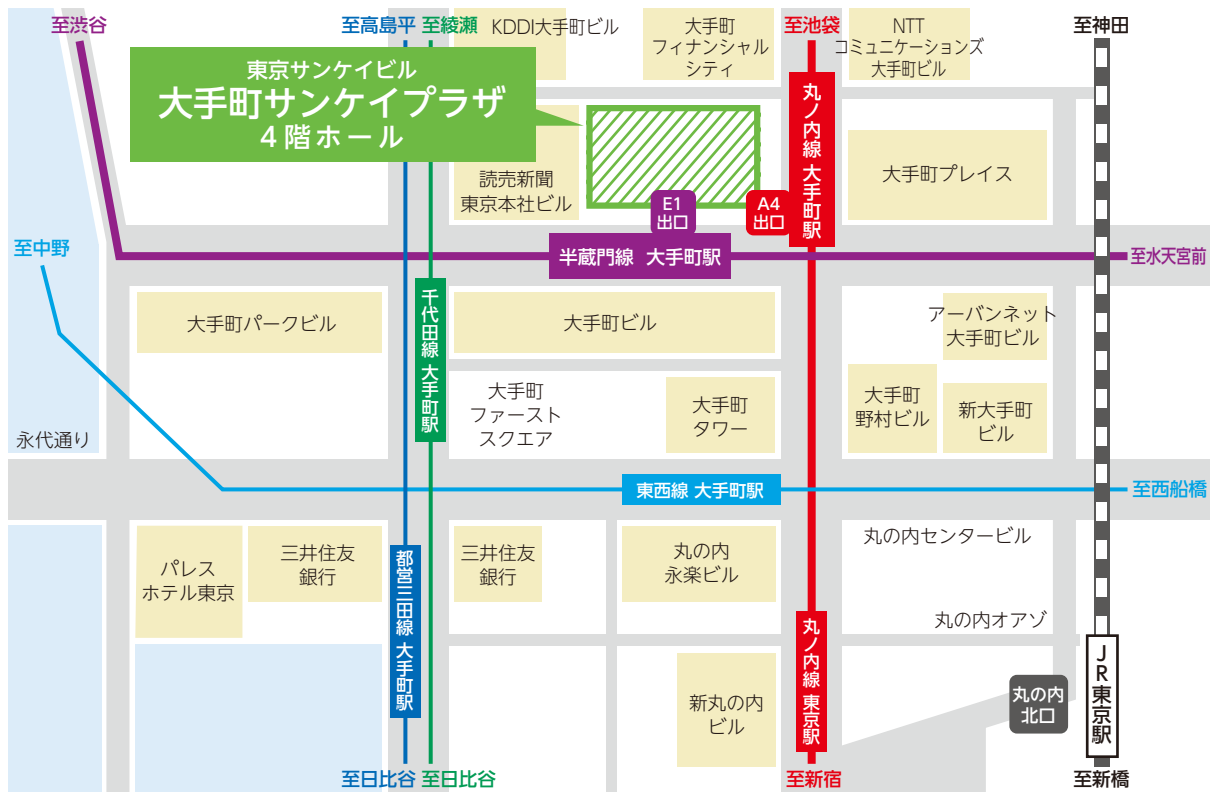
監査等委員 荻茂生 ㊞

監査等委員 脇陽子 ㊞

(注) 監査等委員 荻茂生及び脇陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内略図



会場

東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ 4階ホール
東京都千代田区大手町一丁目7番2号

地下鉄

丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営三田線

交通のご案内

大手町駅 **A4出口** **E1出口** 直結

J R

東京駅 **丸の内北口** より徒歩7分

NAVITIME

目的地入力は不要です!

右図を読み取りください。

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。